FAXニュース
ŌMIYA
JR東労組大宮地本
2020年3月4日
No. 132

申13号 「正常な職場環境を取り戻し、信義誠実の原則に従う労使関係の確立を求める」緊急申し入れ

１．労働基準法違反、労働組合法第７条違反、パワーハラスメントを直ちに止め、安心して働ける正常な職場環境を構築すること。また、全職場に事実を周知すると共に、再発防止対策を明らかにすること。

法の趣旨に則り取り扱ってきたところである。ハラスメントは会社として容認するものではなく、社員教育を徹底していく考えである。

大宮運転区の管理者４名で分会役員を取り囲んで威圧し、掲示物を剥がさせた事象について議論！

【経過】１月２２日、日勤終了後の分会役員を区長が掲示板の前に呼出し、４名の管理者で取り囲む。「ラストランの仲間を出迎えよう」の掲示内容を指摘し、書き直さなければ「ラストラン」が出来なくなると威圧し、掲示物を剥がさせた。

【会社の回答した事実経過】

・１月２２日は区長と副区長で対応し、注意して掲示を剥がして頂いた。

⇒４名で取り囲んだ指摘に対し、会社はそのような事実はないと反論！

あまりにも事実関係の相違があり、交渉を中断して事実関係の調査を行う

【交渉再開後の回答（１０時３０分に中断し、１４時に再開）】

会社：当事者の管理者に確認を取った。２名で対応していたと言っていたが、もう１名いたので３名だった。

4名で取り囲んでいない、2名で対応した⇒3名で対応したと訂正される!

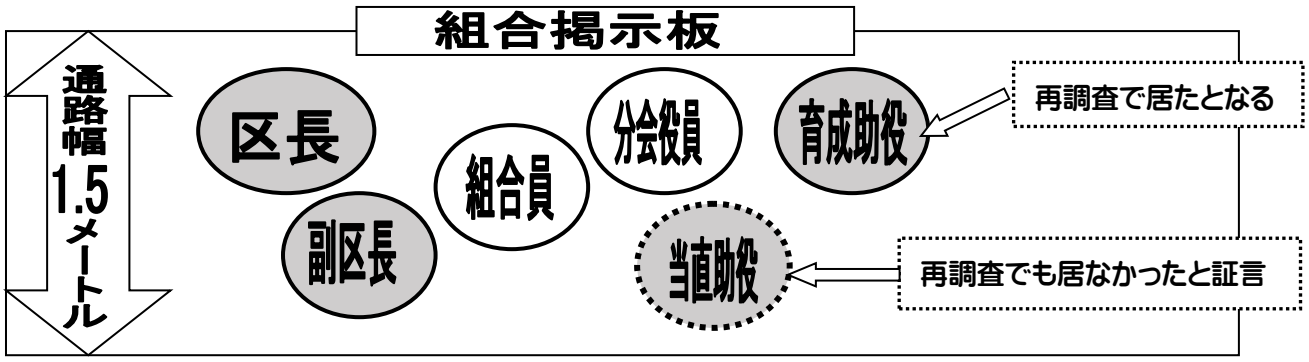

区長は、こんなに近くにいても育成助役・当直助役がいたのは気づかなかったと言っています!

4名の管理者で取り囲んで威圧した事実は消せません!

掲示物を剥がすこと・剥がすと通告することは不当労働行為です！

再調査を求め交渉は中断・継続議論！